

令和 8 年 8 月

お客さま各位

帯広信用金庫

「当座預金規定（一般当座口用）他 15 規定」改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、当金庫では「手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応」の一環として、2026 年 9 月 30 日をもちまして「他金融機関を支払地とする手形・小切手の預金入金」を終了いたしますが、これに伴い、関係規定類を下記のとおり改定させていただきます。

なお、改定後の規定は、本改定前よりお取引いただいているお客様にも適用させていただきます。

記

1. 改定する規定

- ①当座勘定規定(一般当座口用)
- ②普通預金規定
- ③貯蓄預金規定
- ④通知預金規定
- ⑤納税準備預金規定
- ⑥自由金利型定期預金規定
- ⑦自動継続自由金利型定期預金規定
- ⑧自由金利型定期預金(M 型)規定(スーパー定期)
- ⑨自動継続自由金利型定期預金(M 型)規定(スーパー定期)
- ⑩期日指定定期預金規定(青空)
- ⑪自動継続期日指定定期預金規定(青空)
- ⑫変動金利定期預金規定
- ⑬自動継続変動金利定期預金規定
- ⑭積立定期預金規定
- ⑮定期積金規定(スーパー積金)
- ⑯代金取立規定

2. 改定日

令和 8 年 10 月 1 日

3. 改定内容

- (1) 手形・小切手の最終振出期限について明記しました。
- (2) 他金融機関を支払地とする手形・小切手の預金入金を受付ないことを明記しました。

①当座勘定規定(一般当座口用)

変更前	変更後
1. 当座勘定への受入れ (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 (2)～(4) 省略 7. 手形、小切手の支払、当座勘定の払戻し (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2)～(4) 省略 8. 手形、小切手用紙等 (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 (3)～(7) 省略 17. 振出日、受取人記載もれの手形、小切手 (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載がないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 (2) 省略 18. 線引小切手の取扱い (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるもの	1. 当座勘定への受入れ (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2)～(4) 省略 7. 手形、小切手の支払、当座勘定の払戻し (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> (2)～(4) 省略 8. 手形、小切手用紙等 (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してくだ</u> <u>さい。</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認</u> <u>してください。</u> (3)～(7) 省略 17. 振出日、受取人記載もれの手形、小切手 (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載がないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (2) 省略 18. 線引小切手の取扱い (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるもの

とします。 (2) 省略 19. ～30. 省略 小切手用法 1. 省略 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。	とします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> (2) 省略 19. ～30. 省略 小切手用法 1. 省略 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>
--	--

②普通預金規定

変更前	変更後
1. ～2. 省略 3. 証券類の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2)～(5) 省略 4. ～17. 省略	1. ～2. 省略 3. 証券類の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2)～(5) 省略 4. ～17. 省略

③貯蓄預金規定

変更前	変更後
1. ～2. 省略 3. 証券類の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。	1. ～2. 省略 3. 証券類の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>

(2)～(5) 省略	(2)～(5) 省略
4. ～18. 省略	4. ～18. 省略

④通知預金規定

変更前	変更後
1. ～3. 省略 4. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 省略 5. ～14. 省略	1. ～3. 省略 4. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 省略 5. ～14. 省略

⑤納税準備預金規定

変更前	変更後
1. ～2. 省略 3. 証券類の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2)～(5) 省略 4. ～17. 省略	1. ～2. 省略 3. 証券類の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2)～(5) 省略 4. ～17. 省略

⑥自由金利型定期預金規定

変更前	変更後
1. 省略 2. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 省略 3. ～13. 省略	1. 省略 2. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 省略 3. ～13. 省略

⑦自動継続自由金利型定期預金規定

変更前	変更後
1. 省略 2. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 省略 3. ～12. 省略	1. 省略 2. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 省略 3. ～12. 省略

⑧自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)

変更前	変更後
1. 省略 2. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 省略 3. ～14. 省略	1. 省略 2. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 省略 3. ～14. 省略

⑨自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)

変更前	変更後
1. 省略 2. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 省略 3. ～13. 省略	1. 省略 2. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 省略 3. ～13. 省略

⑩期日指定定期預金規定(青空)

変更前	変更後
1. 省略	1. 省略

2. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 省略 3. ～13. 省略	2. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 省略 3. ～13. 省略
---	---

⑪自動継続期日指定定期預金規定(青空)

変更前	変更後
1. 省略 2. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 省略 3. ～14. 省略	1. 省略 2. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 省略 3. ～14. 省略

⑫変動金利定期預金規定

変更前	変更後
1. 省略 2. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 省略 3. ～14. 省略	1. 省略 2. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 省略 3. ～14. 省略

⑬自動継続変動金利定期預金規定

変更前	変更後
1. 省略 2. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。	1. 省略 2. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする</u>

(2) 省略	<u>手形または小切手は受入れません。</u> (2) 省略
3. ～13. 省略	3. ～13. 省略

⑭積立定期預金規定

変更前	変更後
1. ～2. 省略 3. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 省略 4. ～13. 省略	1. ～2. 省略 3. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 省略 4. ～13. 省略

⑮定期積金規定(スーパー積金)

変更前	変更後
1. ～2. 省略 3. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 省略 4. ～17. 省略	1. ～2. 省略 3. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 省略 4. ～17. 省略

⑯代金取立規定

変更前	変更後
1. 取扱証券類 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。 2. ～11. 省略	1. 取扱証券類 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。 <u>ただし、2026年9月30日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</u> 2. ～11. 省略